群馬県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 群馬県地域がん登録事業(以下「本事業」という。)は、群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例(平成29年群馬県条例第10号)による改正前の群馬県がん対策推進条例(平成22年群馬県条例第63号)第11条第1項の規定に基づき、群馬県におけるがんの罹患の実態等を登録することにより、がんの罹患率及び生存率の測定、がん患者の受療状況の把握等を行い、本県におけるがん対策の推進とがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本事業は、公益社団法人群馬県医師会(以下「群馬県医師会」という。)、がん 診療連携拠点病院、群馬県がん診療連携推進病院その他の医療機関、及び群馬大学大 学院医学系研究科その他の関係機関の協力を得て、群馬県(以下「県」という。)が 実施する。

(事業の内容)

- 第3条 県は、次の業務を実施する。
 - (1) がん対策に必要な情報の収集及び登録
 - (2) 登録した情報の管理
 - (3) 登録した情報の集計及び分析
 - (4) 集計及び分析結果の公表
 - (5) 登録した情報に関する遡り調査及び予後調査の実施
 - (6) 登録した情報を届出した医療機関等に対する情報の提供
 - (7) がん登録事業を実施する地方公共団体との相互の情報の提供及び収集
 - (8) 登録資料等の利用に関する取扱事務
 - (9) その他、本事業の推進に必要な事項

(事業の実施方法)

- 第4条 県は、本事業の業務の一部を公益財団法人群馬県健康づくり財団 (以下「群馬県健康づくり財団」という。) に委託し実施する。
- 2 県は、登録した情報の分析を群馬大学大学院医学系研究科社会環境医療学講座(以下「社会環境医療学講座」という。)及び群馬県立がんセンターの協力を得て行うものとする。
- 3 遡り調査及び予後調査は、事業の目的を達成するため必要な場合については、市区町村、群馬県医師会または県内医療機関の協力を得て実施する。

(事業の委託等に伴う措置)

- 第5条 本事業の実施にあたっては、群馬県個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、群馬県健康づくり財団は安全確保の措置を講じなければならない。
- 2 登録した情報の分析を行う社会環境医療学講座及び群馬県立がんセンターは、前項に準じた措置を講じなければならない。

(登録の対象)

第6条 登録の対象となるがんの範囲は、国際疾病分類 - 腫瘍学に掲げるすべてのがん及び上皮内がんとする。ただし、脳腫瘍に関しては良性であっても登録対象とする。

(協力の届出)

第7条 本事業に協力しようとする医療機関等(以下「協力医療機関等」という。)は、「群馬県がん登録事業協力医療機関届出票」(別記様式第1号)によりがん登録室に届け出るものとする。

(登録情報の届出)

- 第8条 協力医療機関等は、自医療機関で診療した全てのがんについて以下の事項をがん 登録室に届け出るものとする。
 - (1) 患者基本情報
 - (2) 医療機関情報
 - (3) がん診療情報
 - (4) その他がん医療水準の向上に資する情報
- 2 協力医療機関等は、次の方法により届け出るものとする。
- (1)院内がん登録を実施している医療機関等は、電子届出票に院内がん登録データが記録された届出用電子ファイルを添付し、提出する。
- (2) 院内がん登録を実施していない医療機関等は、原則、電子届出票で提出する。

(登録情報管理者)

- 第9条 本事業において登録された情報を適切に管理するため、がん登録室に登録情報管 理者を置く。
- 2 登録情報管理者は、がん登録室長をもってあてる。

(群馬県がん対策推進協議会)

第10条 県は、本事業の適正な運営を図るため、群馬県がん対策推進協議会にがん登録 を所管する部会を設置する。

(報告及び公表)

- 第11条 県は、登録情報の集計及び分析結果を群馬県がん対策推進協議会及び前条に規 定する部会に報告するものとする。
- 2 県は、集計及び分析結果のうち、公衆衛生の向上に寄与し、特定の個人に不利益を及 ぼすおそれのない項目について、公表するものとする。

(情報の利用及び提供)

- 第12条 県は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究等のため、本 事業で得た情報を自ら利用し、又は提供することができる。
- 2 県は、前項の情報を利用し、又は提供を行おうとするときは、「群馬県地域がん登録 情報の利用に関する取扱要領」に基づいた手続きを行うものとする。

(診療情報等の提供)

- 第13条 協力医療機関等は、自ら届け出たがん患者についての診療情報を含むがん医療情報の提供を県に申請することができる。申請があった場合には、原則として提供するものとする。
- 2 予後に関する情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持等)

- 第14条 本事業に従事した者は、個々の患者および医療機関について業務上知り得た個人情報については、これを他に漏らしてはならない。
- 2 本事業で情報を得た者は個人情報の取扱いにあたり、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等(刑法、関係資格法等)の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、県が第10条に定める部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成5年12月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。 附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。